## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月10日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県	
3. 市区町村名	鳴門市	
4. 届出番号	6	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.naruto.tokushima.jp/shisei/kangaeru/hoshin/bangoseido/	

執行機関名 鳴門市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	鳴門市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年鳴門市条例第8号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親家庭にかかるもの)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第4の項鳴門市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年鳴門市条例第8号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所		鳴門市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年鳴門市 条例第8号)第1条及び第2条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> の福祉に関する原理を明らかにするととも に、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置</u>	第1条 この条例は、重度心身障害者等に対し、医療費の一部を助成することにより、その保健の向上に寄与し、もって <u>重度心身障害者等の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。 第2条 この条例において「重度心身障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者は除く。(第1号及び第2号は省略) (3)別表第3に定める要件を具備する <u>ひとり親家庭の父母等</u>
⑦独自利用事務の関連規範		鳴門市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年鳴門市 条例第8号) 鳴門市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48 年鳴門市規則第4号)